

平成23年12月20日

一般職の国家公務員の育児休業等実態調査及び 介護休暇使用実態調査の結果について

人事院は、仕事と育児・介護の両立支援のための休業・休暇制度等の検討に資するため、平成22年度における一般職の国家公務員の育児休業等の取得実態について調査を実施しました。

調査結果の概要は、次のとおりです。

結果概要

I 育児休業等実態調査

1 育児休業

- 平成22年度に新たに育児休業をした職員は、3,588人(男性263人、女性3,325人)で、前年度に比べ、男性は137人増加と倍増、女性は151人増加
- 育児休業の取得状況は、男性3.4%、女性97.8%で、前年度に比べ男性は1.8ポイント増加したものの依然低い水準(政府全体としての目標は平成32年までに13%)

男性の育児休業取得者の増加要因として、育児休業法の改正(平成22年6月施行)により、配偶者の就業状況等にかかわらず育児休業等が取得できるようになったこと、各府省が政府目標の達成に向けて取組を強化したこと等が考えられる。

(注) 「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するための休業をする制度

2 育児短時間勤務

- 平成22年度に新たに育児短時間勤務をした職員は、287人(男性8人、女性279人)で、前年度に比べ、男性は1人増加、女性は30人増加

(注) 「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務を行う制度

3 育児時間

- 平成22年度に新たに育児時間を取得した職員は、1,234人(男性81人、女性1,153人)で、前年度に比べ、男性は39人増加と倍増、女性は167人増加

(注) 「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間まで勤務を免除できる制度

Ⅱ 介護休暇使用実態調査

- 平成22年度に介護休暇を使用した職員は、177人(男性82人、女性95人)で、前回調査(平成18年度227人(男性89人、女性138人))に比べ減少

介護休暇使用者の減少要因として、子の看護休暇制度の拡充、短期介護休暇制度の新設(平成22年6月施行)により、「子」を介護対象とする使用者が減少(平成18年度80人→平成22年度36人)したこと等が考えられる。

(注) 「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族の介護のため、6月の期間内で休暇を取得できる制度

- (注) (1) 「Ⅰ 育児休業等実態調査」の対象は、育児休業法が適用される一般職国家公務員であり、国有林野事業職員、特定独立行政法人職員を含む。
- (2) 「Ⅱ 介護休暇実態調査」の対象は、勤務時間法が適用される一般職非現業国家公務員であり、国有林野事業職員、特定独立行政法人職員は含まない。
- (3) 平成22年度の調査対象となる職員について、東日本大震災のため調査の実施が困難な官署に在勤する職員(約850人)は含まない。

以 上

問	人事院職員福祉局	職員福祉課長	松 尾 恵美子
合		調査職	坂 本 正 人
せ		電話	03-3581-5311 (内線2564)
先			03-3581-5336 (直通)

I 育児休業等実態調査の結果

1 育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得状況

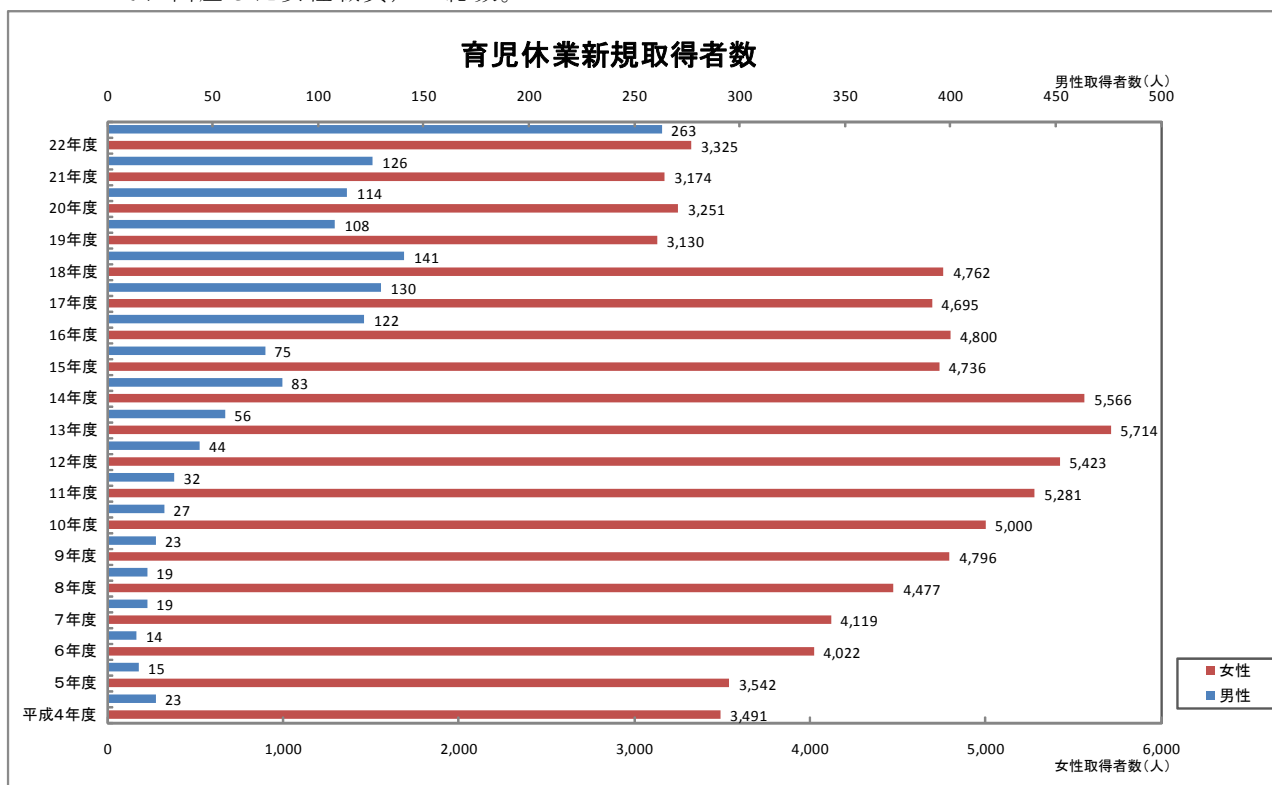
平成22年度に新たに育児休業をした職員（一般職の国家公務員。以下同じ）は、3,588人（男性263人、女性3,325人）となっており、前年度に比べ、総数では288人増加（男性137人増加、女性151人増加）となっています。また、平成22年度に育児休業をした全体の職員は、7,228人（男性303人、女性6,925人）となっています。

育児休業の取得状況をみると、男性3.4%、女性97.8%となっており、前年度に比べ、男性1.8ポイント、女性2.5ポイントの増加（前年度男性1.6%、女性95.3%）となっています。

（注）「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するための休業をする制度。

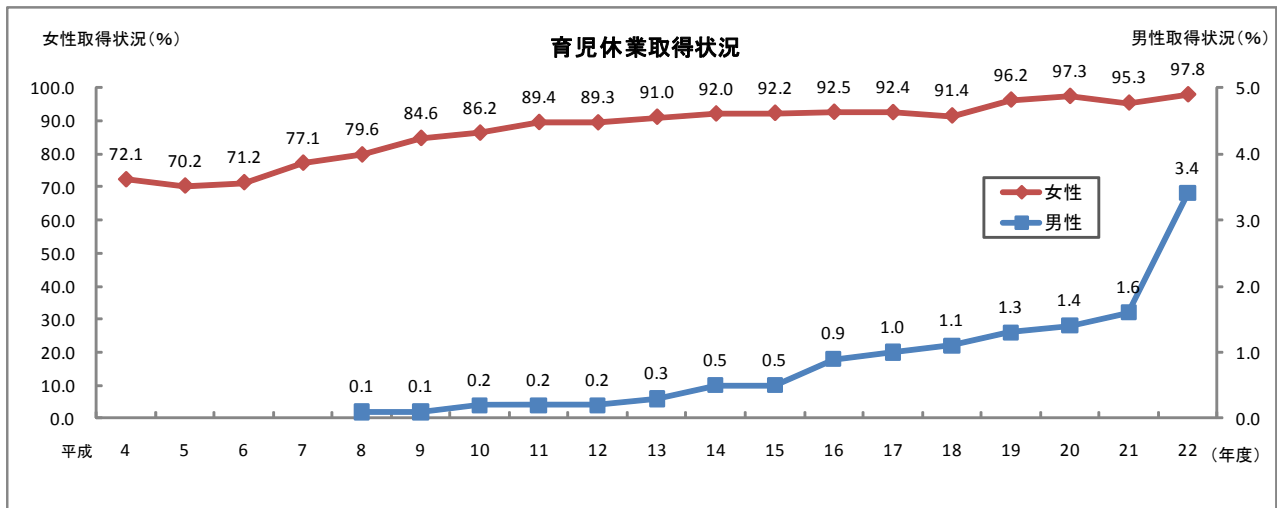
「取得状況」として示した割合は、平成22年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

なお、平成22年度中に新たに育児休業が可能となった職員数は、同年度中に子が生まれた男性職員と同年度中に産後休暇が終了した女性職員（平成22年2月3日から平成23年2月2日までに出産した女性職員）の総数。



（注）調査対象となる職員

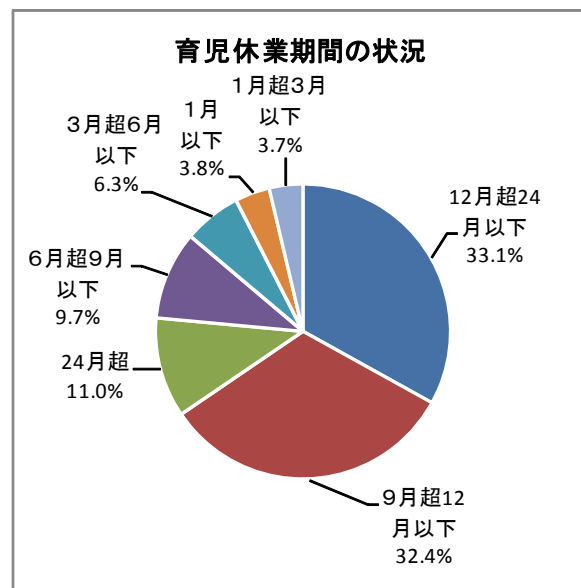
- ・ 平成15年度以降の調査においては、平成16年4月に法人化された国立大学等の職員を含まない。
- ・ 平成19年度以降の調査においては、平成19年10月に民営化された日本郵政公社の職員を含まない。
- ・ 平成21年度以降の調査においては、平成22年1月に廃止された社会保険庁の職員（約14,000人）及び平成22年4月に法人化された国立高度専門医療センターの職員（約6,000人）を含まない。
- ・ 平成22年度の調査においては、東日本大震災のため調査の実施が困難な官署に在勤する職員（約850人）を含まない。



(2) 新規取得者の育児休業期間

平成22年度に新たに育児休業をした職員の休業期間の平均は、13.5月(前年度13.5月)となっています。

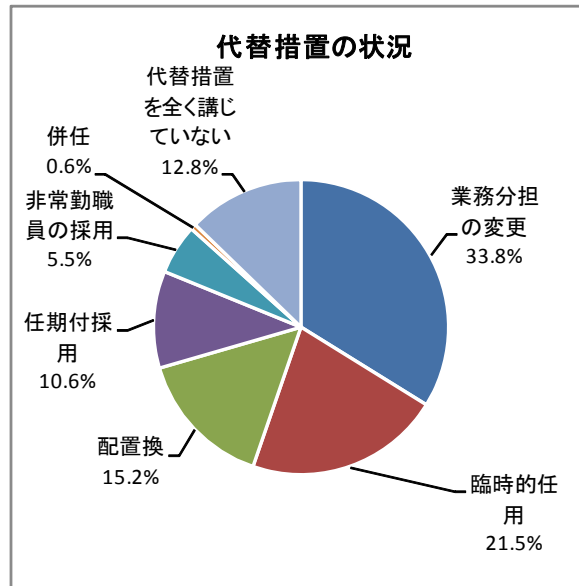
休業期間の分布状況を見ると、「12月超24月以下」が33.1%と最も多く、次いで「9月超12月以下」が32.4%、「24月超」が11.0%の順となっています。また、「12月超」の割合は44.1%となり、前年度に比べ、0.7ポイント減少しています。



(3) 新規取得者の代替措置

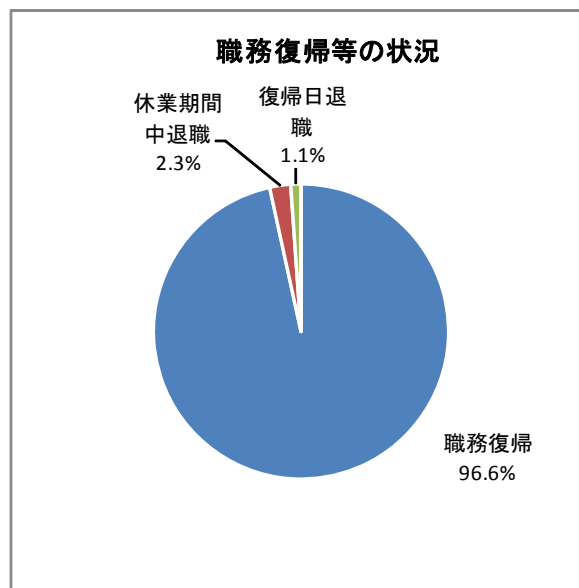
平成22年度に新たに育児休業をした職員の87.2%について、その職員の業務を処理するために代替措置が講じられています。

代替措置の状況を見ると、「業務分担の変更」が33.8%と最も多く、次いで「臨時的任用」が21.5%となっています。



(4) 職務復帰等の状況

平成22年度に育児休業を終えた者のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて3.4%となっており、育児休業を終えた者の96.6%（前年度96.3%）が職務に復帰しています。

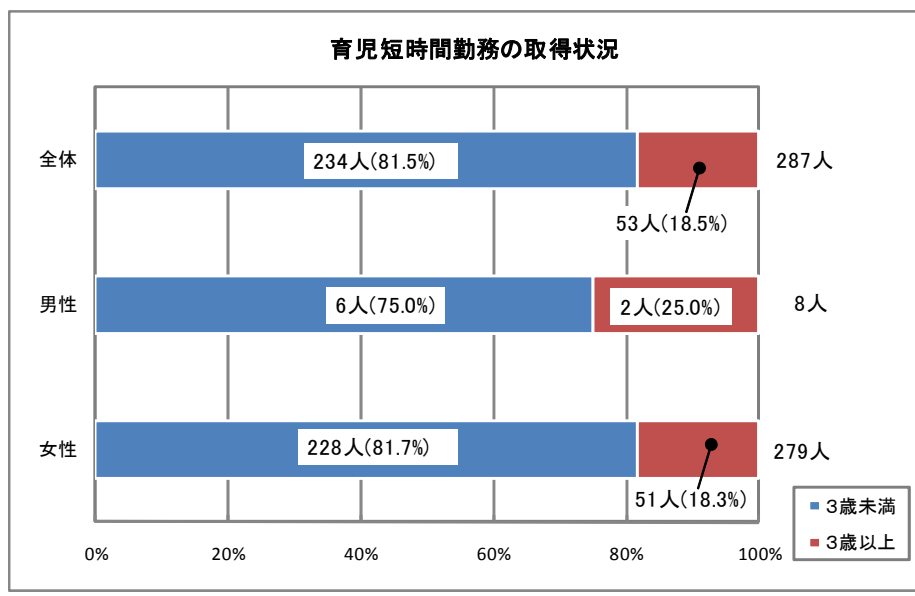


2 育児短時間勤務の取得状況

平成22年度に新たに育児短時間勤務をした職員は、287人（男性8人、女性279人）となっており、前年度に比べ、総数では31人増加（男性1人増加、女性30人増加）となっています。

そのうち、開始時に子が3歳未満の職員は234人（男性6人、女性228人）となっています。

（注） 「育児短時間勤務制度」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務を行う制度。

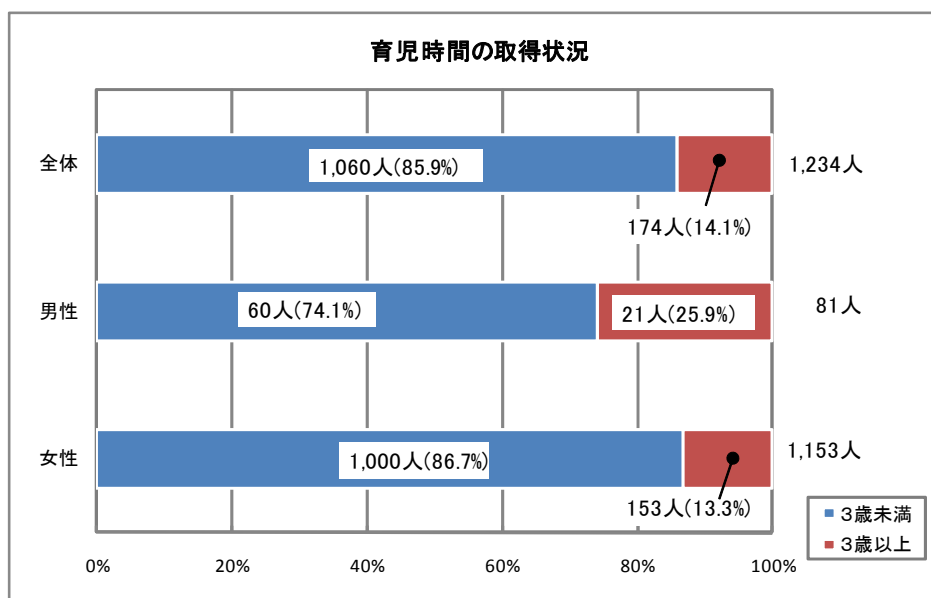


3 育児時間の取得状況

平成22年度に新たに育児時間を取得した職員は1,234人(男性81人、女性1,153人)となっており、前年度に比べ、206人増加(男性39人増加、女性167人増加)となっています。

そのうち、開始時に子が3歳未満の職員は1,060人(男性60人、女性1,000人)となっています。

(注) 「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間まで勤務を免除できる制度。



II 介護休暇使用実態調査の結果

1 使用者数

平成22年度に介護休暇を使用した職員は177人で、前回調査（平成18年度：227人）に比べて減少しています。女性の使用者数の減少と50歳以上の使用者数の増加により、男性50歳以上の使用者数の占める割合が増加しました。

(人)

	合計	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上
使用者数	177 (100.0%)	5 (2.8%)	47 (26.6%)	61 (34.5%)	64 (36.2%)
男性	82 (46.3%)	2 (1.1%)	12 (6.8%)	31 (17.5%)	37 (20.9%)
女性	95 (53.7%)	3 (1.7%)	35 (19.8%)	30 (16.9%)	27 (15.3%)

【参考】 前回調査（平成18年度） (人)

	合計	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上
使用者数	227 (100.0%)	18 (7.9%)	96 (42.3%)	72 (31.7%)	41 (18.1%)
男性	89 (39.2%)	8 (3.5%)	31 (13.7%)	27 (11.9%)	23 (10.1%)
女性	138 (60.8%)	10 (4.4%)	65 (28.6%)	45 (19.8%)	18 (7.9%)

- (注) (1) 「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族の介護のため、6月の期間内で休暇を取得できる制度。
 (2) 調査対象となる職員は、勤務時間法が適用される一般職の非現業の国家公務員で、職員数は、平成18年度の調査では約30万人、平成22年度の調査では約27万人（東日本大震災のため調査の実施が困難な官署に在勤する職員(約850人)を除く。）
 (3) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある（以下の各表について同じ）。

2 職員と介護対象者の続柄別使用者数

職員と介護対象者の続柄をみると、「父母」が最も多く、次いで「配偶者」、「子」の順となっています。性別でみると、男性職員、女性職員とも「父母」が最も多く、男性職員の場合は次いで「配偶者」、「子」の順となっていますが、女性職員は次いで「子」、「配偶者」の順となっており、性別により介護対象者に違いが見られます。

(人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
使用者数	177 (100.0%)	41 (23.2%)	89 (50.3%)	36 (20.3%)	9 (5.1%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	0 —
男性	82 (100.0%)	32 (39.0%)	37 (45.1%)	6 (7.3%)	6 (7.3%)	0 —	1 (1.2%)	0 —
女性	95 (100.0%)	9 (9.5%)	52 (54.7%)	30 (31.6%)	3 (3.2%)	1 (1.1%)	0 —	0 —

【参考】 前回調査（平成18年度） (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
使用者数	230 (100.0%)	48 (20.9%)	90 (39.1%)	80 (34.8%)	9 (3.9%)	1 (0.4%)	2 (0.9%)	0 —
男性	91 (100.0%)	33 (36.3%)	43 (47.3%)	13 (14.3%)	2 (2.2%)	0 —	0 —	0 —
女性	139 (100.0%)	15 (10.8%)	47 (33.8%)	67 (48.2%)	7 (5.0%)	1 (0.7%)	2 (1.4%)	0 —

※ 使用者数が3人多い230人となるのは、複数回使用した者がいるため。

3 休暇の使用パターン別使用状況

使用パターン別では、「連続全日を中心」が7割以上を占めており、「断続全日を中心」と合わせると8割以上のケースで全日使用となっています。

(人)

	合計	連続全日	連続時間	断続全日	断続時間
使用者数	177 (100.0%)	127 (71.8%)	15 (8.5%)	26 (14.7%)	9 (5.1%)

4 休暇の使用期間別使用者数

使用期間別にみると、「1月以下」が最も多く、次いで「5月超6月以下」、「1月超2月以下」の順となっています。

(人)

	合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	うち6月
使用者数	177 (100.0%)	63 (35.6%)	33 (18.6%)	18 (10.2%)	12 (6.8%)	8 (4.5%)	43 (24.3%)	24 (13.6%)

5 休暇使用後の状況

休暇使用後の状況を見ると、約7割は職員の介護が不要となっていますが、前回調査と比べると、「引き続き職員が介護」の割合が増加しています。

(人)

	合計	小計	職員の介護が不要				
			対象者が死亡	対象者が治癒	家族等が介護	介護施設へ入所	その他
使用者数	161 (100.0%)	111 (68.9%)	38 (23.6%)	36 (22.4%)	20 (12.4%)	9 (5.6%)	8 (5.0%)

小計	引き続き職員が介護				
	早出遅出勤務 を利用	年次休暇を 利用	欠勤して 介護	退職して 介護	その他
50 (31.1%)	2 (1.2%)	22 (13.7%)	0 —	12 (7.5%)	14 (8.7%)

- (注) (1) 使用者数が16人少ない161人となるのは、平成23年4月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者がいるため。
 (2) 介護が不要のうち「その他」の内容は、「治癒ではないが軽快」等、引き続き介護が必要な場合のうち「その他」の内容は、「定年退職」、「短期介護休暇取得」、「引き続き介護は必要だが休暇取得を要しなくなった」等のほか、「本人が病気になる病気休暇取得」などであった。

【参考】 前回調査（平成18年度）

(人)

合計	小計	職員の介護が不要			
		対象者が死亡 又は治癒	家族等が 介護	介護施設へ 入所	その他
195 (100.0%)	155 (79.5%)	119 (61.0%)	21 (10.8%)	6 (3.1%)	9 (4.6%)

小計	引き続き職員が介護				
	早出遅出勤務 を利用	年次休暇を 利用	欠勤して 介護	退職して 介護	その他
40 (20.5%)	4 (2.1%)	15 (7.7%)	2 (1.0%)	14 (7.2%)	5 (2.6%)

- (注) 使用者数が35人少ない195人となるのは、平成19年4月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者がいるため。

以 上

平成22年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数 (A)	平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数 (A)	平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B)	取得率(%) A'/B'
会計検査院	0	26	0.0%	10	10	100.0%
人事院	2	9	22.2%	9	9	100.0%
内閣官房	0	10	0.0%	0	0	-
内閣法制局	0	1	0.0%	1	1	100.0%
内閣府	0	65	0.0%	6	6	100.0%
宮内庁	1	36	2.8%	3	3	100.0%
公正取引委員会	2	28	7.1%	5	5	100.0%
警察庁	3	160	1.9%	26	26	100.0%
金融庁	2	48	4.2%	8	8	100.0%
消費者庁	0	8	0.0%	0	0	-
総務省	4	114	3.5%	29	29	100.0%
公害等調整委員会	0	0	-	0	0	-
消防庁	0	6	0.0%	0	0	-
法務省	37	1,379	2.7%	294	292	100.7%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	0	58	0.0%	8	8	100.0%
外務省	4	181	2.2%	45	50	90.0%
財務省	18	540	3.3%	144	146	98.6%
国税庁	51	1,214	4.2%	403	397	101.5%
文部科学省	7	71	9.9%	18	18	100.0%
文化庁	0	10	0.0%	3	3	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	47	561	8.4%	317	318	99.7%
農林水産省	19	348	5.5%	117	115	101.7%
林野庁(国有林野事業を除く。)	0	12	0.0%	1	1	100.0%
水産庁	1	26	3.8%	2	2	100.0%
経済産業省	2	73	2.7%	39	42	92.9%
資源エネルギー庁	0	28	0.0%	5	5	100.0%
特許庁	2	84	2.4%	33	34	97.1%
中小企業庁	0	5	0.0%	1	1	100.0%
国土交通省	25	1,140	2.2%	223	225	99.1%
観光庁	0	5	0.0%	0	0	-
気象庁	4	94	4.3%	15	15	100.0%
運輸安全委員会	0	4	0.0%	0	0	-
海上保安庁	2	358	0.6%	15	15	100.0%
環境省	2	43	4.7%	9	10	90.0%
防衛省	0	2	0.0%	1	1	100.0%
小計	235	6,747	3.5%	1,790	1,795	99.7%
林野庁(国有林野事業)	5	101	5.0%	21	21	100.0%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	0	-
独立行政法人統計センター	0	8	0.0%	14	14	100.0%
独立行政法人造幣局	2	20	10.0%	2	2	100.0%
独立行政法人国立印刷局	2	76	2.6%	12	12	100.0%
独立行政法人国立病院機構	16	711	2.3%	1,461	1,532	95.4%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	2	12	16.7%	13	14	92.9%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	1	5	20.0%	5	5	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	5	0.0%	7	6	116.7%
小計	28	938	3.0%	1,535	1,606	95.6%
総計	263	7,685	3.4%	3,325	3,401	97.8%

- (注) 1 「新規取得者数」とは、平成22年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者等を除く。)を取得した人数をいう。
2 「平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員については、平成22年度中に子が出生した者の数、女性職員については、平成22年度中に産後休暇が終了し育児休業等が取得できることとなった者(平成22年2月3日から平成23年2月2日までに出産した者のうち、産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除いたもの)の数をいう。
3 「取得率」とは、「平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(平成22年度中に新たに育児休業を取得した者(平成19～21年度取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。